

# こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）実施及び事業者認可等について

資料2

## 01 制度創設の背景

令和5年12月22日の「こども未来戦略」加速化プランの閣議決定を受け、令和6年6月の児童福祉法等改正により、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満児を対象とする「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が創設されました。令和8年度から全市町村での実施が予定されています。

## 02 制度概要

### (1) 趣旨

保護者の就労状況や利用理由を問わず、未就園の乳幼児が保育所等で一定時間過ごせる機会を確保し、こどもの育ちの応援と保護者の負担軽減・孤立予防につなげる制度です。

### (2) 対象児童

0歳6か月から満3歳までの未就園児（保育所等に通っていない児童）

	出生	0歳 6か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり		保育所、認定こども等（2・3号認定）						小学校
就労要件なし		こども誰でも通園制度	幼稚園（1号認定）					

### (3) 実施場所

町内では認可保育所・認定こども園の2施設にて実施予定  
※利用居住市町村によらず、広域利用が可能

### (4) 利用時間

児童1人あたり月10時間まで（国基準同様）

### (5) 保護者負担金

1時間あたり300円（協議中）を保護者が実施場所に支払います  
※生活保護世帯は減免予定

## 03 既存の類似事業（一時預かり事業）との比較

項目	こども誰でも通園制度	一時預かり事業（一般型）
目的	保護者の理由に関係なく通園の機会を確保して子どもの育ちと家庭の孤立・負担軽減につなげるもの。	保護者の急用・就労形態等による一時的な預かり（保育ニーズ）に対応するもの。
対象	0歳6か月から満3歳未満児 ※町民に限定不可	町内の1歳児から5歳児
利用時間	月10時間まで（国基準）	9時から17時まで時間制限なし ※原則、週3日までの利用
料金	1時間300円（協議中）	1時間500円 ※1日上限3,000円

## 04 実施事業者が満たす2つの基準（条例）

### (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（認可条例） 資料3

児童福祉法第34条の15第3項に基づき、保育室等の面積基準・職員配置基準・安全計画の策定など、安全な環境整備であることの「最低基準」を条例で定めます。

### (2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認条例） 資料4

子ども・子育て支援法第54条の3に基づき、認可を受けた事業者が、事業実施において利用定員・運営規程・保育記録など、事業者が公費の支給対象となるために守るべき運営上の責務を条例で定めます。

### 子育て部会において審議いただきたいこと

こども誰でも通園制度に係る事業者の認可及び確認については、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項に基づき、児童福祉に係る当事者（子育て部会）の意見を聴かなければならないと定められています。

**次ページより、実施予定2事業者が認可基準及び確認基準に適合しているかについて審議をお願いします。**

# 子育て部会における審議事項①

## 05 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）と実施予定施設の適合状況

条文	項目	参酌/従うべき	国基準（町基準）	めむろかしわ保育園	芽室幼稚園
第7条	安全計画	従うべき基準	安全計画の策定	危機管理マニュアル	保健安全年間計画
第20条	事業区分	従うべき基準	一般型または余裕活用型	一般型	一般型
第21条	面積基準	従うべき基準	乳児室（0～1歳児）の基準面積 こども1人につき1.65㎡	-	-
			ほふく室（0～1歳児）の基準面積 こども1人につき3.3㎡	10.14㎡/1人 ※ほふく室面積30.42㎡/定員3人	11.15㎡/1人 ※ほふく室面積55.77㎡/定員5人
			保育室または遊戯室（2歳児）の基準面積 こども1人につき1.98㎡	75.14㎡/1人 ※遊戯室面積225.42㎡/定員3人	7.58㎡/1人 ※保育室面積37.90㎡/定員5人
第22条	職員配置基準	従うべき基準	・0歳児3人につき保育士1人以上	0歳6か月～3歳未満児の定員3人に対して、保育士1人を配置	1歳～2歳児の受入定員5人に対して、保育士2人、保育支援員1人を配置
			・1～2歳児6人につき保育士1人以上		
			・乳児等通園支援従事者（保育士または子育て支援員）の半数以上は保育士		

## 子育て部会における審議事項②

### 06 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認条例）と実施予定施設の適合状況

条文	項目	参酌/従うべき	国基準（町基準）	めむろかしわ保育園	芽室幼稚園
第3条	利用定員	従うべき基準	一時間当たりの利用定員	3人/時間 受入児童年齢：0歳6か月～満3歳児まで	5人/時間 受入児童年齢：1歳～満3歳児まで
			一月当たりの利用定員	288人/月 ※3名×8時間×12日（月・水・金の3日×4週）	660人/月 ※5名×6時間×22日（月～金の5日×4週）
第19条	運営規程	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供日</li> <li>提供時間</li> <li>提供不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入児童年齢：0歳6か月～満3歳</li> <li>提供日：月・水・金曜日</li> <li>提供時間：9:00～17:00</li> <li>提供不可：保育行事日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入児童年齢：1歳～満3歳</li> <li>提供日：月曜日～金曜日</li> <li>提供時間：9:00～15:00</li> <li>提供不可：祝祭日、園行事日、その他1号認定が休みの日</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者負担金額</li> <li>免除等</li> </ul>	1時間当たり300円 生活保護世帯は免除	1時間当たり300円 生活保護世帯は免除
			運営に関する重要事項	めむろかしわ保育園管理運営規程	誰でも通園利用のしおり 【重要事項説明書】
第32条	記録の整備	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育計画/5年</li> <li>保育日誌/5年</li> <li>町への通知に係る記録/5年</li> <li>保護者からの苦情内容等の記録/5年</li> <li>事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録/5年</li> </ul>	5年	5年